

定期預金共通規定

変更後	変更前
<p>2. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p>3. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってお取引店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。</p> <p>5. (印鑑照合等)</p> <p>証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>10. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>2. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってお取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>5. (印鑑照合等)</p> <p>証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>10. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p>

期日指定定期預金規定（非自動継続型）

変更後	変更前
<p>1.（預金契約の成立） 当金庫は、お客様から当金庫所定の期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>3.（利 息） (1) (略) (2) (略) (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。 (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満・・・2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満・・・2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満・・・2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・2年以上利率×90% (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>4.（規定の変更等） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p> <p>2.（利 息） (1) (略) (2) (略) (新設)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満・・・2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満・・・2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満・・・2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・2年以上利率×90%</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>3.（規定の変更等） 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

自動継続期日指定定期預金規定(自動継続型)

変更後	変更前
<p>1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の自動継続期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>4. (利 息)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満… 2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×90%</p> <p>(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>5. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満… 2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×90%</p> <p>(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>4. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期非自動継続型)

変更後	変更前
<p>1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50% C. 1年以上3年未満・・・約定利率×70%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% F. 2年6か月以上4年未満・・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80% G. 3年以上5年未満・・・約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60% F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70% G. 3年以上4年未満・・・約定利率×80% H. 4年以上5年未満・・・約定利率×90%</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p>	<p>(新設)</p> <p>2. (利 息)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50% C. 1年以上3年未満・・・約定利率×70%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% F. 2年6か月以上4年未満・・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80% G. 3年以上5年未満・・・約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60% F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70% G. 3年以上4年未満・・・約定利率×80% H. 4年以上5年未満・・・約定利率×90%</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p>

変更後	変更前
<p>5. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>4. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期自動継続型)

変更後	変更前
<p>1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てす。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50%</p> <p>C. 1年以上3年未満・・・約定利率×70%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上4年未満・・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80%</p> <p>G. 3年以上5年未満・・・約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×30%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70%</p> <p>G. 3年以上4年未満・・・約定利率×80%</p> <p>H. 4年以上5年未満・・・約定利率×90%</p>	<p>(新設)</p> <p>2. (利 息)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てす。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50%</p> <p>C. 1年以上3年未満・・・約定利率×70%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上4年未満・・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80%</p> <p>G. 3年以上5年未満・・・約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満・・・約定利率×30%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70%</p> <p>G. 3年以上4年未満・・・約定利率×80%</p> <p>H. 4年以上5年未満・・・約定利率×90%</p>

変更後	変更前
<p>(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算 します。</p> <p>5. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算 します。</p> <p>4. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

自由金利型定期預金 規定 (大口定期預金 非自動継続型)

変更後	変更前
<p>1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、C. の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入れずとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただしBの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>4. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>2. (利 息)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、C. の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入れずとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただしBの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>3. (規定の変更等) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

自由金利型定期預金 規定 (大口定期預金 自動継続型)

変更後	変更前
<p>1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>3. (利 息) (1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下3. (1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および表面記載の利率(継続後の預金については前記2. (2)の利率。以下これを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗た利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p>② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、C. の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入れするとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>2. (利 息) (1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下2. (1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および表面記載の利率(継続後の預金については前記1. (2)の利率。以下これを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗た利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p>② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、C. の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入れするとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p>

変更後	変更前
<p>位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>4. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>3. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

変動金利定期預金規定（非自動継続型）

変更後	変更前
<p>1.（預金契約の成立） 当金庫は、お客様から当金庫所定の変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>4.（利息） (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および表面記載の中間利払利率（前記3.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。 B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間利払日数および表面記載の利率（前記3.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合、この預金の利息は、前記①②にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数について約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の</p>	<p>(新設)</p> <p>3.（利息） (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および表面記載の中間利払利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。 B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間利払日数および表面記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合、この預金の利息は、前記①②にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数について約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。 A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の</p>

変更後	変更前
<p>合計額)との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の 場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50% b. 1年以上3年未満・・・約定利率×70%</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金 の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40% b. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% c. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% d. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% e. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複 利型とした場合には、その利息は預入日から解約日ま での日数について次の預入期間に応じた利率(小数点 第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法 で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>a. 6か月未満・解約日における普通預金の利率 b. 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40% c. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% d. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% e. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% f. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で 計算します。</p> <p>5. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その 他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条 の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後 の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、イン ターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周 知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当 な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」 が適用されるものとします。</p>	<p>応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の 場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50% b. 1年以上3年未満・・・・約定利率×70%</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金 の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40% b. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% c. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% d. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% e. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複 利型とした場合には、その利息は預入日から解約日ま での日数について次の預入期間に応じた利率(小数点 第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法 で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>a. 6か月未満・解約日における普通預金の利率 b. 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40% c. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% d. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% e. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% f. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で 計算します。</p> <p>4. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他 相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホー ムページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更で きるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」 が適用されるものとします。</p>

変動金利定期預金規定（自動継続型）

変更後	変更前
<p>1.（預金契約の成立） 当金庫は、お客様から当金庫所定の自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>3.（利率の変更） この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）。3. および4.（1）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率はその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p>4.（利息） (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および表面記載の中間利払利率（前記3. により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>② 中間利払日数および表面記載の利率（前記3. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記2.（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。</p> <p>③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合、この預金の利息は、前記①②にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p> <p>④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日</p>	<p>(新設)</p> <p>2.（利率の変更） この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）。2. および3.（1）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率はその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p>3.（利息） (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および表面記載の中間利払利率（前記2. により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>② 中間利払日数および表面記載の利率（前記2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。</p> <p>③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合、この預金の利息は、前記①②にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p> <p>④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じで</p>

変更後	変更前
<p>前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。</p> <p>この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50%</p> <p>b. 1年以上3年未満・・・約定利率×70%</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%</p> <p>b. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%</p> <p>c. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%</p> <p>d. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%</p> <p>e. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>a. 6か月未満・解約日における普通預金の利率</p> <p>b. 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%</p> <p>c. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%</p> <p>d. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%</p> <p>e. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%</p> <p>f. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>5. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>す。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。</p> <p>この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50%</p> <p>b. 1年以上3年未満・・・約定利率×70%</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%</p> <p>b. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%</p> <p>c. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%</p> <p>d. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%</p> <p>e. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>a. 6か月未満・解約日における普通預金の利率</p> <p>b. 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%</p> <p>c. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%</p> <p>d. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%</p> <p>e. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%</p> <p>f. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90%</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>4. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。</p>